健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（滞納処分等実施規程の記載事項）

第百五十八条の二　法第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　滞納処分等の実施体制

二　滞納処分等の認可の申請に関する事項

三　滞納処分等の実施時期

四　財産の調査に関する事項

五　差押えを行う時期

六　差押えに係る財産の選定方法

七　差押財産の換価の実施に関する事項

八　法第百八十条第一項に規定する保険料等の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九　その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百三条ノ二の次に次の一条を加える。

第百四条　法第百五十三条ノ四第二項ニ於テ準用スル厚生年金保険法第百条の七第二項ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル事項ハ左ノ通トス

一　滞納処分等ノ実施体制

二　滞納処分等ノ認可ノ申請ニ関スル事項

三　滞納処分等ノ実施時期

四　財産ノ調査ニ関スル事項

五　差押エヲ行フ時期

六　差押エニ係ル財産ノ選定方法

七　差押財産ノ換価ノ実施ニ関スル事項

八　法第百三十二条第一項ニ規定スル保険料等ノ納付ノ猶予及差押財産ノ換価ノ猶予ニ関スル事項

九　其ノ他滞納処分等ノ公正且確実ナル実施ヲ確保スル為ニ必要ナル事項

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（滞納処分等実施規程の記載事項）

第九十二条　法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　滞納処分等の実施体制

二　滞納処分等の認可の申請に関する事項

三　滞納処分等の実施時期

四　財産の調査に関する事項

五　差押えを行う時期

六　差押えに係る財産の選定方法

七　差押財産の換価の実施に関する事項

八　保険料その他法（第九章を除く。）の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九　その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の次に次の一条を加える。

（滞納処分等実施規程の記載事項）

第九十七条　法第百九条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　滞納処分等の実施体制

二　滞納処分等の認可の申請に関する事項

三　滞納処分等の実施時期

四　財産の調査に関する事項

五　差押えを行う時期

六　差押えに係る財産の選定方法

七　差押財産の換価の実施に関する事項

八　保険料その他法（第十章を除く。）の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九　その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（滞納処分等実施規程の記載事項）

第二十四条　法第三十二条の四第二項において準用する国民年金法第百九条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　滞納処分等の実施体制

二　滞納処分等の認可の申請に関する事項

三　滞納処分等の実施時期

四　財産の調査に関する事項

五　差押えを行う時期

六　差押えに係る財産の選定方法

七　差押財産の換価の実施に関する事項

八　法の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九　その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（滞納処分等実施規程の記載事項）

第十九条の二　法第十九条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　滞納処分等の実施体制

二　滞納処分等の認可の申請に関する事項

三　滞納処分等の実施時期

四　財産の調査に関する事項

五　差押えを行う時期

六　差押えに係る財産の選定方法

七　差押財産の換価の実施に関する事項

八　法第十二条第一項に規定する特例納付保険料等の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九　その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十九条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。

第二十三条第二項第五号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

第三十二条第二項第二号中「社会保険庁」を「厚生労働省」に改める。

附　則

この省令は、日本年金機構法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。